

◎特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（条例第 30 号）

1 平成 21 年 6 月に支給する特別職の職員の期末手当について、支給割合を 100 分の 145 に引き下げることとした。（附則第 26 項関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（条例第 31 号）

1 平成 21 年 6 月に支給する一般職の職員及び市町村立学校職員の期末手当及び勤勉手当について、支給割合を次のとおり改定することとした。（第 1 条、第 2 条関係）

（1） 期末手当については、支給割合を 100 分の 125（特定幹部職員にあつては、100 分の 110）に引き下げること。

（2） 勤勉手当については、支給割合を 100 分の 70（特定幹部職員にあつては、100 分の 85）に引き下げること。

2 平成 21 年 6 月に支給する任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当について、支給割合を 100 分の 145 に引き下げることとした。（第 3 条、第 4 条関係）

3 施行期日等

（1） この条例は、公布の日から施行することとした。（附則第 1 項関係）

（2） この条例の施行後に人事委員会が行う平成 21 年度の期末手当及び勤勉手当に係る勧告の内容等を踏まえ、必要な措置を講ずることとした。（附則第 2 項関係）